

「OCN 光 with フレッツ」利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1章

（本規約の目的）

第1条 株式会社N T T ドコモ（以下「当社」といいます。）は、[東日本電信電話株式会社](#)又は[西日本電信電話株式会社](#)の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表 第1表 2－3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限り、以下「フレッツ光等」といいます。）と、当社の I P 通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下「本サービス」といいます。）を合わせて契約する OCN 光 with フレッツ（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として「OCN 光 with フレッツ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は I P 通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、本規約と I P 通信網サービス契約約款（O C N）に矛盾が生じた場合は本規約、I P 通信網サービス契約約款（O C N）の順で優先することとします。

2 フレッツ光等は、[東日本電信電話株式会社](#)又は[西日本電信電話株式会社](#)の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第3条～第4条

第1～4章 （略）

（本規約の目的）

第1条 株式会社N T T ドコモ（以下「当社」といいます。）は、[N T T 東日本株式会社](#)又は[N T T 西日本株式会社](#)の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表 第1表 2－3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限り、以下「フレッツ光等」といいます。）と、当社の I P 通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下「本サービス」といいます。）を合わせて契約する OCN 光 with フレッツ（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として「OCN 光 with フレッツ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は I P 通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、本規約と I P 通信網サービス契約約款（O C N）に矛盾が生じた場合は本規約、I P 通信網サービス契約約款（O C N）の順で優先することとします。

2 フレッツ光等は、[N T T 東日本株式会社](#)又は[N T T 西日本株式会社](#)の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第3条～第4条

～2025年6月30日	2025年7月1日～
-------------	------------

(定義) 第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 1 適用 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1～6</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>7 請求事業者</td><td>I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・デ ィ・コミュニケーションズ株式会社とします。</td></tr> <tr> <td>8</td><td>(略)</td></tr> </table> 第2章 (略) 第6条～第8条 (略) (届出事項の変更) 第9条 本サービスの申込みをした者又は契約者は、申込みの際又はその後に当社へ届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社へ届け出るものとします。本サービスの申込みをしたもの又は契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社はその責任を負いません。 2 本サービスの申込み時に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプが変更された場合、当社は、本サービスのプランを変更することがあります。	用 語	用 語 の 意 味	1～6	(略)	7 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・デ ィ・コミュニケーションズ株式会社 とします。	8	(略)	(定義) 第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 1 適用 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1～6</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>7 請求事業者</td><td>I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、N T T ドコ モビジネス株式会社とします。</td></tr> <tr> <td>8</td><td>(略)</td></tr> </table> 第2章 (略) 第6条～第8条 (略) (届出事項の変更) 第9条 本サービスの申込みをした者又は契約者は、申込みの際又はその後に当社へ届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社へ届け出るものとします。本サービスの申込みをしたもの又は契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社はその責任を負いません。 2 本サービスの申込み時にN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプが変更された場合、当社は、本サービスのプランを変更することがあります。	用 語	用 語 の 意 味	1～6	(略)	7 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 N T T ドコ モビジネス株式会社 とします。	8	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～6	(略)																
7 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・デ ィ・コミュニケーションズ株式会社 とします。																
8	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～6	(略)																
7 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 N T T ドコ モビジネス株式会社 とします。																
8	(略)																

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(契約者の地位の承継) 第10条 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 第11条 (略) (契約に基づく権利の譲渡) 第12条 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (契約者が行う契約の解除) 第13条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の定めに従い、そのことをあらかじめI P通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。	(契約者の地位の承継) 第 10 条 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 第 11 条 (略) (契約に基づく権利の譲渡) 第 12 条 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (契約者が行う契約の解除) 第 13 条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の定めに従い、そのことをあらかじめI P通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ光等契約については、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。

～2025年6月30日	2025年7月1日～
2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 （当社が行う契約の解除） 第14条 当社が行う契約の解除は、I P通信網サービス契約約款（O C N）の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。 (1) 契約者が本規約の規定に違反したとき (2) 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金等の支払いを怠ったとき 2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除等を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。 3 フレッツ光等契約の解除については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第19条（料金の支払い）第2項又はI P通信網サービス契約約款（O C N）共通編第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。 第15条 （略）	2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約についてはI P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等については、N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 （当社が行う契約の解除） 第14条 当社が行う契約の解除は、I P通信網サービス契約約款（O C N）の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。 (1) 契約者が本規約の規定に違反したとき (2) 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金等の支払いを怠ったとき 2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除等を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。 3 フレッツ光等契約の解除については、N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第19条（料金の支払い）第2項又はI P通信網サービス契約約款（O C N）共通編第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。 第15条 （略）

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(当社が行うプランの変更) 第16条 当社は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプ変更がされた場合、本契約に係る同一タイプを変更することがあります。 第17条 (略) 第3章 (料金の支払義務) 第18条 本サービスの料金の支払い義務は、次のとおりとします。 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款(OCN)の規定に従うものとします。 イ フレッツ光等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (料金の支払い) 第19条 料金表 第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合は、契約者は、特定請求事業者、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。ただし、次の場合については、第2種契約に係る料金のみを支払っていただきます。 (1) 第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払うことを希望しないとき	(当社が行うプランの変更) 第16条 当社は、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプ変更がされた場合、本契約に係る同一タイプを変更することがあります。 第17条 (略) 第3章 (料金の支払義務) 第18条 本サービスの料金の支払い義務は、次のとおりとします。 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款(OCN)の規定に従うものとします。 イ フレッツ光等は、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (料金の支払い) 第19条 料金表 第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合は、契約者は、特定請求事業者、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。ただし、次の場合については、第2種契約に係る料金のみを支払っていただきます。 (1) 第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払うことを希望しないとき

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(2) 特定請求事業者、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて請求できないと判断したとき 2 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合は、契約者は、請求事業者の請求に基づき第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。 (1) 当社は、契約者に代わってフレッツ光等契約に係る料金を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して支払います。ただし、契約者が当社が定める期日までに本契約に係る料金等の支払いを怠った場合は、当社は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する支払いを停止します。 (2) 契約者は、本項の規定により支払いを要することとなったフレッツ光等の料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、契約者は、請求事業者の定める「N T T ドコモのO C Nご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 （月額料金） 第20条 本サービスの月額料金は、次のとおりとします。 (1) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表 第1表（料金）2－1に規定する定額利用料とします。 イ フレッツ光等の月額料金等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定に従うものとしします。	(2) 特定請求事業者、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社が第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて請求できないと判断したとき 2 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合は、契約者は、請求事業者の請求に基づき第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。 (1) 当社は、契約者に代わってフレッツ光等契約に係る料金をN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社に対して支払います。ただし、契約者が当社が定める期日までに本契約に係る料金等の支払いを怠った場合は、当社はN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社に対する支払いを停止します。 (2) 契約者は、本項の規定により支払いを要することとなったフレッツ光等の料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、契約者は、請求事業者の定める「N T T ドコモのO C Nご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 （月額料金） 第20条 本サービスの月額料金は、次のとおりとします。 (1) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表 第1表（料金）2－1に規定する定額利用料とします。 イ フレッツ光等の月額料金等は、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定に従うものとしします。

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(2) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表 第1表（料金）2－1に規定する定額利用料とします イ フレッツ光等の月額料金等（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限り、）は、料金表 第1表（料金）2－2に規定する加算額とします。 ウ フレッツ光等の付加サービス等に係る料金等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から契約者へ請求するものとします。 第4章 （契約者情報の取り扱い） 第21条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。 (1) フレッツ光等の申込の手続きの処理状況 (2) フレッツ光等の利用料金と利用明細（付加サービス利用料も含む） (3) フレッツ光等契約の変更に係る事実（廃止、移転等） (4) 第2種契約及びフレッツ光等契約の契約内容 (5) 契約者の料金収納状況 (6) 契約者からの問合せ内容 (7) フレッツ光等の請求情報及びそれに関する情報	(2) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表 第1表（料金）2－1に規定する定額利用料とします イ フレッツ光等の月額料金等（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限り、）は、料金表 第1表（料金）2－2に規定する加算額とします。 ウ フレッツ光等の付加サービス等に係る料金等については、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社から契約者へ請求するものとします。 第4章 （契約者情報の取り扱い） 第21条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社とNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。 (1) フレッツ光等の申込の手続きの処理状況 (2) フレッツ光等の利用料金と利用明細（付加サービス利用料も含む） (3) フレッツ光等契約の変更に係る事実（廃止、移転等） (4) 第2種契約及びフレッツ光等契約の契約内容 (5) 契約者の料金収納状況 (6) 契約者からの問合せ内容 (7) フレッツ光等の請求情報及びそれに関する情報

～2025年6月30日	2025年7月1日～
第22条 契約者は、本サービスの料金を請求する目的で、当社が第21条（契約者情報の取り扱い）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で相互に通知する事項を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。 2～3項 （略） 第23条～第25条 （略） 料金表 通則 1 料金の計算方法は次のとおりとします。 (1) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に従うものとします。 イ フレッツ光等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (2) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合	第 22 条 契約者は、本サービスの料金を請求する目的で、当社が第 21 条（契約者情報の取り扱い）に規定するN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社との間で相互に通知する事項を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。 2～3項 （略） 第 23 条～第 25 条 （略） 料金表 通則 1 料金の計算方法は次のとおりとします。 (1) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合 ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款（O C N）の規定に従うものとします。 イ フレッツ光等は、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。 (2) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合

～2025年6月30日	2025年7月1日～
ア 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。 A 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合 B 料金表に別段の定めがある場合 イ 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。 （料金の請求方法） 2 当社は、第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。	ア 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。 A 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合 B 料金表に別段の定めがある場合 イ 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定するN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。 （料金の請求方法） 2 当社は、第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）（N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。

～2025年6月30日	2025年7月1日～
-------------	------------

3 当社は、第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する[東日本電信電話株式会社](#)又は[西日本電信電話株式会社](#)のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金及び機器使用料等フレッツ光等に係る料金等については、フレッツ光等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にすることとします。

（その他）

4 この料金表等に規定する料金については、本規約で定める場合を除いて、[東日本電信電話株式会社](#)又は[西日本電信電話株式会社](#)の提供する各種キャンペーンが適用される場合であっても、第1表 2（月額料金）に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

第1表 料金

1 適用

区分	内容	
(1)	(略)	
(2) タイプ1 の区分に係る 料金の適用	ア (略)	
	イ 支払い方法による細目	
	細 目	内 容

3 当社は、第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する[N T T 東日本株式会社](#)又は[N T T 西日本株式会社](#)のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金及び機器使用料等フレッツ光等に係る料金等については、フレッツ光等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にすることとします。

（その他）

4 この料金表等に規定する料金については、本規約で定める場合を除いて、[N T T 東日本株式会社](#)又は[N T T 西日本株式会社](#)の提供する各種キャンペーンが適用される場合であっても、第1表 2（月額料金）に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

第1表 料金

1 適用

区分	内容	
(1)	(略)	
(2) タイプ1の 区分に係る料 金の適用	ア (略)	
	イ 支払い方法による細目	
	細 目	内 容

～2025年6月30日					2025年7月1日～				
	地域合算請求 タイプ	第 2 種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、特定請求事業者、 東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社 から請求するもの				地域合算請求 タイプ	第 2 種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、特定請求事業者、 N T T 東日本株式会社 又は N T T 西日本株式会社 から請求するもの		
		OCN一括請求 タイプ	(略)				OCN 一括請求 タイプ	(略)	
		備考 (略)					備考 (略)		
	(3)～(4)	(略)			(3)～(4)	(略)			
2 月額料金					2 月額料金				
2 - 1 定額利用料					2 - 1 定額利用料				
(1)～(2) (略)					(1)～(2) (略)				
2 - 2 加算額					2 - 2 (略)				
2 - 2 - 1 タイプ 1 の OCN 一括請求タイプに係るもの					2 - 2 - 1 タイプ 1 の OCN 一括請求タイプに係るもの				
(1) タイプ 1 のもの					(1) タイプ 1 のもの				
1 契約ごとに月額					1 契約ごとに月額				
区 別	内 容	区 分	金 額		区 別	内 容	区 分	金 額	

～2025年6月30日				2025年7月1日～			
フレッツ光 等利用料相 当額	東日本電信電話株式会社 のフレッツ光等の利用料相当額	(略)	(略)	フレッツ光 等利用料相 当額	NTT東日本株式会社 のフレッツ光等の利用料相当額	(略)	(略)
	西日本電信電話株式会社 のフレッツ光等の利用料相当額	(略)	(略)		NTT西日本株式会社 のフレッツ光等の利用料相当額	(略)	(略)
備考				備考			
1 東日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の料金表 第 1 表（料金）に規定するメニュー 5 - 1（品目が100Mbit/sであってⅡ-2型に係るもの及び1Gb/sに係るものを除く）及びメニュー 5 - 2（品目がⅡ-2型に係るものを除く）の適用を受けているものに限り適用します。 2 西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の料金表 第 1 表（料金）に規定するメニュー 5 - 1（品目が100Mbit/sであってプラン 5 のもの及び200Mbit/sに係るものに限り）及びメニュー 5 - 2（品目が1Gb/sに係るものを除く）の適用を受けているものに限り適用します。				1 NTT東日本株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、NTT東日本株式会社の I P 通信網サービス契約約款の料金表 第 1 表（料金）に規定するメニュー 5 - 1（品目が 100Mbit/s であってⅡ-2型に係るもの及び 1Gb/s に係るものを除く）及びメニュー 5 - 2（品目がⅡ-2型に係るものを除く）の適用を受けているものに限り適用します。 2 NTT西日本株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、NTT西日本株式会社の I P 通信網サービス契約約款の料金表 第 1 表（料金）に規定するメニュー 5 - 1（品目が 100Mbit/s であってプラン 5 のもの及び 200Mbit/s に係るものに限り）及びメニュー 5 - 2（品目が 1Gb/s に係るものを除く）の適用を受けているものに限り適用します。			

～2025年6月30日

2－3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約はI P通信網サービス契約約款（OCN）、フレッツ光等契約は[東日本電信電話株式会社](#)又は[西日本電信電話株式会社](#)のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～ 18	(略)	(略)	(略)

(2) タイプ2のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～ 12	(略)	(略)	(略)

2025年7月1日～

2－3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約はI P通信網サービス契約約款（OCN）、フレッツ光等契約は[N T T 東日本株式会社](#)又は[N T T 西日本株式会社](#)のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		N T T 東日本株式会社	N T T 西日本株式会社
プラン1～ 18	(略)	(略)	(略)

(2) タイプ2のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		N T T 東日本株式会社	N T T 西日本株式会社
プラン1～ 12	(略)	(略)	(略)

[附 則（令和7年6月11日 光事推第 000600000715-01号）](#)

～2025年6月30日	2025年7月1日～
	<u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければいけなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>